

## 第8回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月13日（金）午後2時00分から午後2時52分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員（23名）農業委員会のみで開催した。

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛島 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
22番	三宅 覚	23番	池尻 律芳		

4. 欠席農業委員（0名）

5. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第16号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

6. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美

7. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	<p>みなさまこんにちは。今回の第8回の農業委員会総会は当初の予定から順延、さらに順延というような形となったわけでございます。当初、計画しておりました日程につきましては、新型コロナウイルスの陽性患者数が非常に増加している状況の中でまん延防止措置や知事が緊急事態宣言を要請するなどがあったので、少し具体的な様子を見ているのが良いのではなかろうかということで、まずは最適化推進委員さんの出席を止めまして、農業委員さんのみの出席と変更いたしました。ところが、昨日から大雨が降りまして、八女市全域に土砂災害警戒情報や住民への避難指示等が発生された中で、今回の総会を迎えることになりました。農業委員の皆様方には、地域の中にも重要な位置に属されておりますし、大変お忙しい中で農業委員会総会を開くことになりまして、まず皆様方に大変御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。そして、今日の総会も審議はしていただきながら、なるべく短時間でスムーズに終わるようにご協力をお願いをしたいと思いますので、どうかお断りとお協力のほどをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、令和3年第8回農業委員会総会を開催しましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議 長 着 席 ）</p>
議 長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員<u>23名</u>であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p>
議 長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、8番大坪知美子委員、9番中島秀徳委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>

議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 案件朗読 )</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p>
議 長	<p>報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては15件です。解約のあった土地26筆のうち、田12筆、畑14筆、合計面積28,067㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>6ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。 以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

議 長	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>譲受人についてご説明をいたします。今回譲り受けた農地で、ご自身で茶と米の作付を予定されております。これまで小規模ながら家庭菜園を行う両親の手伝いをしてこられました。今後は譲受人を中心に、ご両親の手伝いを含め、知人等の支援・指導を受けながら営農をされます。出荷先はJAを予定されております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。
事務局	7番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、田村委員。
農業委員 21番	譲受人は大牟田市の方で遠いと思うのですが、どのように作付されるのですか。
事務局	譲受人の方は、星野村の知人のお宅を訪問した際に星野村の自然溢れる豊かな環境に感銘を受けられまして、移住を決められております。もう住む家も決まってあるということで、現在引っ越しの準備中であるということでした、現在の住所は大牟田市ということですが、八女市に移住され、耕作される予定です。作付は栗と柚子の作付を予定されてあります。
農業委員 21番	分かりました。
議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。  ( 異議なしの声あり )
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。
事務局	8番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の農業廃止と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。</p>

議 長	<p>議案第36号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、24ページ63番は農業委員18番中村善徳委員に11条を適用しますので、席を下げさせていただきますようお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して、決定を求められているものでございます。今回は所有権移転の案件が5件、利用権設定の案件が99件ございます。</p> <p>番号1番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号3番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号4番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>番号5番、（議案書朗読）譲渡人より譲受人へ売買により所有権移転されるものです。</p>
事務局	<p>11ページ～35ページは利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年～20年までの新規・再設定合わせて利用権設定件数99件、利用権を設定する土地246筆、合計面積270,022.38㎡です。今回は新規営農の案件がございましたのでご説明をいたします。</p>
事務局	<p>12ページ番号10番をお願いいたします。この案件は下限面積の関連がありますので、12ページ11番、16ページ25・26番、19ページ36番を一括してご説明いたします。</p> <p>番号10番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p> <p>番号11番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>番号25番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用貸借権</p>



事務局	<p>設定をされる申請です。</p> <p>番号26番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p> <p>続いて19ページをお願いいたします。</p> <p>番号36番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>借人についてご説明をいたします。借人は知り合いの筍製造者の手伝いや、水稻農家の手伝いをしてあり、農業経験は十分でございます。この度ご自身で農地を借り入れて、農業経営を開始されます。出荷は主に近所の直売所や通信販売を予定されております。経営面積については各申請の借入面積を合わせて4,078㎡となり、下限面積については問題ございません。</p>
事務局	<p>続きまして戻る形になりますが、14ページ番号18番をお願いいたします。この案件は下限面積の関連がありますので、14ページの番号19番・20番、15ページの番号21番を一括してご説明いたします。</p> <p>番号18番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>番号19番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>番号20番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>15ページ番号21番、(議案書朗読)貸人より借人へ10年間の賃貸借権設定をされる申請です。</p> <p>借人についてご説明をいたします。借人は祖父の水稻農家の手伝いを子供の頃からされており、本格的に手伝いをされてから5年程経過をしており、農業経験は十分でございます。この度ご自身で農地を借り入れて農業経営を開始され、祖父に教わりながら農業経営を行っていく予定です。出荷は主にJAを予定されてあります。経営面積については各申請の借入面積を合わせて4,944㎡となり、下限面積については問題ございません。</p>

事務局	<p>続きまして30ページ番号83番をお願いいたします。この案件は下限面積の関連がありますので30ページの84番、31ページの85番を一括してご説明いたします。</p> <p>番号83番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p> <p>番号84番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の貸貸借権設定をされる申請です。</p> <p>31ページ番号85番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の貸貸借権設定をされる申請です。</p> <p>借人についてご説明をいたします。借人は知人を指導者につけて、数名と共同して農作業を行っていかれる予定です。野菜を作付され、出荷先はJAや委託販売をされる予定とのこと。経営面積については各申請合わせて4,508㎡ありますので、下限面積については問題ございません。</p>
事務局	<p>続きまして31ページ番号87番、（議案書朗読）貸人より借人へ10年間の貸貸借権設定をされる申請です。</p> <p>こちらの農地は以前より今回借人となる会社の代表取締役である方が借りて耕作をされており、この度改めて法人として農業経営を開始し、キウイの栽培をしていかれる予定です。出荷先はJAを予定されてあります。</p> <p>法人に係る農地の権利移動については審査要件がありますので、補足して説明をいたします。審査の要件といたしましては、まず1点目として農地所有適格法人以外の一般の法人が権利を取得する場合、申請後に申請農地を適正に利用していないと認められる時は、使用貸借又は貸借権を解除する旨の条件が書面による契約において付せられていることとあります。この申請には解除条件付の契約の書面が付されていることを確認しております。</p> <p>2点目に借主が適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていることとされています。例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共同利用施設の取り決め遵守や協力が得られるか、農業経営を長期的に継続すると見込みがあるかなどとされています。この点につきましては、農道・水路の管理のための清掃・草刈り、その他農業の維持発展のために積極的な活動を行っていきたいとのこと。</p>

事務局	<p>3点目として、法人の場合は、業務を執行する役員または使用人のうち、1人以上はその法人の行う耕作の事業に常時従事することとされています。この点につきまして、代表取締役が常時従事をするとのことです。以上のことから、審査要件を満たしていることをご報告いたします。</p>
事務局	<p>続きまして32ページをお願いいたします。</p> <p>番号93番、（議案書朗読）貸人より借人へ5年間の使用貸借権設定をされる申請です。</p> <p>こちらの農地においても法人として農業経営を開始し、キウイの栽培をしていかれる予定です。もともとハチミツを販売されてある会社ですので、出荷先は既存の販売ルートを利用されるとのことです。</p> <p>法人の審査要件についてまず1点目にこの申請が解除条件付の契約の書面が付されていることを確認しております。</p> <p>2点目に借主が適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていること条件につきましては、農道管理のための清掃・草刈りやその他の活動を積極的に行っていききたいとのことです。</p> <p>3点目に役員等の常時従事要件につきましては、代表取締役が常時従事するとのことです。以上のことから審査要件を満たしていることをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>11条を解除します。元の席にお戻りください。</p> <p>36ページをお願いいたします。</p>
議長	<p>報告第16号、農地法施行規則第29条の規定による報告について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 番について説明いたします。申請地の場所は八女市役所黒木支所から西に300m程の今地区の農地です。（議案書朗読）この土地のうち193㎡を農業用倉庫用地とされるものです。自作地であり、隣接農地の同意もあり、問題ないと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。      質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。      37ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番について説明いたします。申請地は黒木町笠原地区の旧笠原小学校から県道後川内黒木線をさらに約2km程上った農地です。農地の区分は第1種農地・第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。（議案書朗読）これまで茶を栽培されておりましたが、山間部の農地であり、耕作不便であることから、杉を植林したいということで申請をされています。隣接農地の同意もあります。      8月2日に現地調査を行った結果、申請地の南側及び東側、西側は山林に囲まれており、隣接農地の同意もとってあります。排水は自然流下及び地下浸透で問題ないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。      質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。      ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。      38ページをお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>1 番についてご説明いたします。申請地は八女市本村にありますマックスバリュ八女本村店より西へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は市街地等で宅地化の状況が一定以上に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地5区画として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はあります。</p> <p>7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に西側の側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。申請地は八女市吉田にあります長峰小学校より東へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は八女市宅間田にあります県営住宅宅間田団地より西へ50m程進んだ農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。内容が2番と同じです。(議案書朗読)この土地を借人が貸人から使用貸借されまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に北側の側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は八女市岩崎にあります岩崎公民館より北へ500m程進んだ農地になります。農地の区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可でございますが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えています。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、建売住宅用地5区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に西側の側溝に排水される計画です。また、申請地の一部は茶畑で防霜ファンが県の補助事業の対象であります。耐用年数7年を過ぎており、廃棄しても問題はありません。また、コロナの関係で国より高収益作物時期作支援交付金を受けていますが、今年度収穫されておりますので問題はありません。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明をいたします。申請地は八女市立野にあります福岡八女農業協同組合の広域もも・トマト・なし集出荷施設より東へ300m程進んだ農地になります。農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号の規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）この土地を譲受人が譲渡人から譲り受け</p>

議 長	<p>られまして、共同住宅用地 1 棟 1 0 戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7 月 2 6 日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は南側にある水路へ排水される計画です。また、申請地は稲を作付されておりますが、コロナの関係で国より高収益作物時期作支援交付金の対象作物ではありませんので問題はありません。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 6 番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6 番についてご説明いたします。申請地は八女市今福にあります今福公民館より東へ 5 0 m 程進んだ農地です。農地の区分は第 2 種農地と判断します。内容は 2 番と同じです。(議案書朗読) この土地を譲借人が貸人より賃貸借されまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7 月 2 6 日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同様に西側の側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>



議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は八女市室岡にありますパチンコ店スタジアム2001八女店より東へ300m程進んだ農地です。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>(議案書朗読) この土地を借人が貸人から使用貸借されまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は東側の側溝に排水される計画です。また、申請地は梨を作付されておりますが、コロナの関係で国より高収益作物時期作支援交付金の対象作物ではありませんので問題はありません。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番について説明いたします。申請地は八女市室岡にありますパチンコ店スタジアム2001八女店より東へ300m程進んだ農地です。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>(議案書朗読) こちらの土地を借人が貸人から使用貸借されまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>

事務局	<p>7月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は南側の側溝に排水される計画です。また、申請地は梨を作付されておりますが、先程申し上げました通り、国からのコロナの交付金の対象作物ではありませんので問題はないと思います。特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p>( 閉会宣言 2時52分 )</p> <p>令和3年8月13日</p> <p>議長</p> <p>8番</p> <p>9番</p>